

諮問番号：諮問第 7 号（令和 6 年 8 月 16 日諮問）

答申番号：答申第 7 号（令和 7 年 5 月 2 日答申）

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人が令和 3 年 5 月 25 日付けで提起した、平成 28 年度から令和 2 年度までの課税地目を私道（課税）とした処分に係る審査請求については却下し、令和 3 年度に課税地目を私道（課税）とした処分に係る審査請求については棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要等

- 1 平成 27 年 3 月、審査請求人が所有する＜土地の地番情報〇〇〇〇＞の土地（以下「本件土地」という。）について、分筆登記がなされた旨の通知が、那覇地方法務局より浦添市長（以下「処分庁」という。）に対してなされた。
- 2 この通知を受けて、処分庁が平成 28 年 1 月 13 日に平成 28 年度課税に向け本件土地の調査を行ったところ、本件土地のうち課税地目が公衆用道路（非課税）となっていた部分（以下「本件道路」という。）については、浦添市固定資産税評価事務取扱要領（以下「本市要領」という。）に基づき、私道（課税）として取り扱うべきものであると判明した。そのため、処分庁は課税地目の評価の見直しを行い、平成 28 年 4 月 1 日付け平成 28 年度固定資産税納税通知書により、課税地目を私道（課税）と変更したうえで課税処分を行った。また、これ以降、平成 29 年度から令和 2 年度まで、本件道路についてはその課税地目を私道（課税）とする課税処分が毎年度同様に繰り返されている（以下「本件処分①」という。）。
- 3 処分庁は、令和 3 年 4 月 1 日付け令和 3 年度固定資産税納税通知書により、本件道路について課税地目を私道（課税）とした課税処分を行った（以下「本件処分②」という。）。
- 4 令和 3 年 5 月 26 日、審査請求人より審査庁に対し、本件処分①及び本件処分②について、これらの処分を不服とする審査請求が行われた。

第 3 審査請求人の主張の要旨

- 1 本市要領の不備について

平成 5 年度以前の公共の用に供する道路における不特定多数人の取扱いは 3 世帯以上とされ、本件道路は非課税道路であった。平成 6 年度及び平成 9 年度の本市要領において私道については「不特定多数人の概念が 4 世帯以下の特定者だけに供する道路」とし、平成 27 年度の本市要領の一部改正において 4 世帯の文言が削除され、5 棟以上に供する道路が非課税となっているが、いずれの要領の一部改正を見ても附則の項目がなく施行期日、適用区分が不明なため過去に認定された「適正に評価」も間違った評価とくつがえされる。本市要領は不備であり、適正に評価されているのか疑問である。

2 既得権の侵害及び法律不遡及の原則について

本件道路は、平成 5 年以前の本市要領に基づいて平成 27 年度以前まで公衆用道路（非課税道路）として認定されていた。しかし、要領の一部改正（平成 27 年度）により平成 27 年度の固定資産税にかかる非課税道路は間違いであるため、平成 28 年度固定資産税納税通知書において課税道路に変更された。過去の事柄について遡って適用することは既得権を侵害し、法的安定性を害することになるので許されない。法律不遡及の原則に抵触するとともに既得権の侵害に当たり、非課税道路として適正に評価すべきである。なお、本件道路は現況においても 3 世帯以上に供されている。

3 道路位置指定について

本件道路は、住宅を建築するため、昭和 45 年に道路位置指定を申請し、道路位置指定を受けている。したがって、公衆用道路として認定を受けているから、このことをもって非課税とすべきである。

4 隣接市町村との均衡について

公共の用に供する道路の基準となる不特定多数人の概念は、隣接市町村との均衡を保たなければならないものであり、頻繁に変えてはならない。また、不特定多数人の要件が近隣他市と比べ突出していると思われる。

5 文書の保存年限について

浦添市文書取扱規程第 39 条において、固定資産評価に関する文書は同条第 2 項第 1 号に規定する 30 年保存に属するものに該当するため、市が平成 8 年度以前の土地課税台帳や資料（評価調書等）を廃棄したことは同規程に違反している。

第 4 処分庁の主張の要旨

1 本市要領及び課税地目の変更に係る処分について

平成 27 年 3 月に那覇地方法務局より分筆登記がなされた旨の通知を受け、平成 28 年度課税に向けて本件土地の調査を行った。平成 28 年度賦課期日（平成 28 年 1 月 1 日）時点において、本件道路は袋小路であり、本件道路

を利用している家屋は、審査請求人の家屋及びその向かいの家屋の2棟のみであった。奥には数筆の畑があり、畑の所有者が本件道路を通行することはあると思われるが、その現実の利用の実態が広く不特定多数人の利用に供されているとは言えず、公共の用に供する道路に該当しない私道は、当然課税の対象となるため、本件道路の課税地目を公衆用道路（非課税）から私道（課税）へ変更した処分は適正である。

2 平成29年度以降の現況及び処分について

平成29年度以降の現況は、平成31年3月に私道の奥に新築家屋が建設され、3棟の住宅が本件道路を利用することとなったが、上記第4の1と同様に不特定多数人の利用に供されていないため、公共の用に供する道路に該当しない。よって、本件道路の課税地目を私道（課税）とした処分は適正である。

3 本市要領の改正について

過去に非課税だった土地が、現況が変わらずとも将来、本市要領の改正に伴い課税となる可能性を内包している。しかし、本件道路については、本市要領の改正により課税対象となったわけではないため、審査請求人の主張する理由は当たらない。

4 既得権の侵害及び法律不遡及の原則について

平成6年度固定資産税評価替えに係る基本方針（以下「基本方針」という。）の中に、「私道（4世帯以下の特定者だけに供する道路）」と記載されており、本件道路は平成6年度時点においても私道（課税）として評価されるべきものであり、平成27年度まで公衆用道路（非課税）として誤った評価がされてきたものを、平成28年度課税処分において、正しい評価へ修正したものである。平成27年度以前の課税額について遡及適用していないため、法律不遡及の原則には反しない。

また、審査請求人の主張する「既得権の侵害」については、どの権利を指しているか不明であるが、固定資産に対し税を課す権限（課税地目の認定や変更を含む）については浦添市が課税権の主体となる。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求のうち、本件処分①に係る審査請求については不適法であるから却下し、本件処分②に係る審査請求については棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 本件処分①に係る審査請求について

本件処分①に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項に規定されている審査請求期間を徒過しており、各年度において発送された納税通知書についても、返戻等になっておらず、審査請求が遅れることになった正当な理由は認められないため、不適法なものである。したがって、本件処分①に係る審査請求については却下するのが相当である。

(2) 本件処分②に係る審査請求について

ア 法令等に基づく本件道路における公共の用に供する道路の認定について

本件道路は、人や車両の通行を用途とする土地であり、市道と接道し、一般の利用について何らの制約を設けていないことは認められる。しかし、本件道路は、袋小路であって、専ら沿接する家屋や畑を利用する者やその関係者が利用していると解するのが相当であって、当該家屋や畑に関係がなく、用件もない、単に通行することが目的の人や車両が通行するとは考え難い。したがって、本件道路は広く不特定多数人の利用に供されているとは認められない。このことから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 348 条第 2 項第 5 号に規定する「公共の用に供する道路」には該当しない。

また、本市要領に基づいて評価を行うことについては、固定資産評価基準（昭和 38 年自治省告示第 158 号。）において、市町村長は、必要があるときは、評価基準別表の比準表や、画地計算法の附表等について所要の補正をし、又は作成してこれを適用することができることとされており、これらの事項は市町村の要領で定めることが一般的である。本市要領における「公共の用に供する道路」に関する規定は、その基準、方法等が著しく妥当性を欠くものとは認められない。本件道路は、前面道路より数えて 5 棟以上で利用してはいないため、本市要領においても「公共の用に供する道路」には該当しない。

イ 審査請求人のその他の主張について

- ① 審査請求人は、いずれの要領の一部改正を見ても附則の項目がなく施行期日、適用区分が不明なため、本市要領は不備であると主張するところ、本市要領の改正に係る施行期日については、改正時の起案文書のかがみ文に記載されており、適正に改正は行われたと判断できる。

また、「適正に評価」も間違った評価とくつがえされとの主張については、確かに、現存する最も古い本市要領は平成 6 年度のものであり、平成 5 年度以前にどのような基準で非課税と認定されてい

たかは不明であるため、平成5年度以前の非課税とされていたことが誤りであったとは断言できない。しかし、本件道路が設けられてから現在に至るまで本件道路に沿接する家屋が2棟又は3棟であったとする審査請求人の口頭意見陳述内容を踏まえると、平成6年度以降の本件道路の利用については、2棟又は3棟の住宅の利用に供されていたものと考えられ、平成6年度本市要領には「私道……少数の宅地が面している程度で限られた者のみが利用する道路」、「公衆用道路……道路法にいう道路、又は道路として利用することについて何ら制約がなく他の公道への連絡の状況、周囲の土地との利用状況により不特定多数人に利用される道路」と規定され、道路に沿接する住宅について具体的に何棟以上というような規定はないものの、平成6年当時すでに存在していた行政解釈に照らせば、本件道路は公共の用に供する道路には該当していなかったと考えられる。

また、平成18年度本市要領においては、公共の用に供する道路は「袋小路等であっても、前面道路より数えて建物5戸以上で使用しており、所有者等が何ら通行の制約を設けていない場合」とされており、少なくとも平成18年度以降については公共の用に供する道路には該当していないものとされるため、審査請求人の主張は採用できない。

- ② 過去の事柄について遡って適用することは既得権を侵害し、法的安定性を害することになるので許されないとの主張については、平成27年度以前に非課税であったことが誤りだとされたことに対する不服であると解されるが、本件処分は、本件道路を非課税としていた従前の認定の誤りを是正し、公平公正な課税に資するべく、調査日以降の賦課期日において行われたものであり、遡って過去の賦課期日における地目の変更を行っているものではない。

また、公共の用に供する道路における不特定多数人の取扱いは3世帯以上であるから、平成31年3月に本件道路に沿接する住宅が3棟となったことで、公共の用に供する道路における不特定多数人の要件を満たすことになったとし、これを「既得権」として本件道路は非課税となる旨を主張しているが、先に述べたとおり、本件道路は本市要領に基づき私道（課税）として評価されるべきものであり、本件処分は調査日以降の賦課期日において正しい評価に修正したものである。これらのことから本市職員が職務専念の義務を違反しているとはいいい難く、公平公正な課税にするべく、調査日以降の賦課期日において行われたものであり、遡って過去の賦課期日における

地目の変更を行っているものではなく、調査日以前に非課税であったことは据え置かれているから、審査請求人の主張は採用できない。

- ③ 審査請求人は、道路位置指定を受けたことをもって公共の用に供する道路として非課税とするべきであると主張する。当該主張に係る道路位置指定とは、令和6年1月19日付けで審査請求人から提出された資料から、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項の規定により同法第42条第1項第5号に規定する道の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）を受けたことを指すものであると解される。

この点、「建築基準法第42条第1項第5号による私道の位置指定については、（中略）計画的な市街地の形成が図られるよう地域の特性に応じた合理的な私道網構成を考慮して、適切な私道の築造がなされるよう指導されたい。（昭和46年1月29日建設省住指発第44号）」とされているため、道路位置指定は私道であってもなされるものであること。また、その趣旨又は目的は、法第348条第2項第5号に公共の用に供する道路が規定されている趣旨又は目的とは異なるものであることから、審査請求人の主張は採用できない。

もっとも、特定人が特定の用に供する目的で設置した道路であっても、当該道路の現況が一般的の利用について何等の制約を設けず、広く不特定多数人の利用に供するものと認められるものについては、これを「公共の用に供する道路」と解するとされているが、本件道路の利用の実態については、先に述べたとおり、広く不特定多数人の利用に供するものとして認められないから、公共の用に供する道路には当たらない。

- ④ 審査請求人は、公共の用に供する道路の基準となる不特定多数人の概念は、隣接市町村との均衡を保たなければならないものであり、頻繁に変えてはならないと主張する。

この点、本市要領における「隣接市町村間においては、相互に密接な連携を保ち、隣接地区に所在する土地の評価にあたっては、相互間で協議をして行うものとする。」との記載は、あくまでも隣接市町村との境界付近に所在する土地について評価の均衡を図ることとされているものであり、隣接市町村と基準を統一する内容の趣旨ではない。仮に隣接市町村との境界付近に所在する土地の場合だとしても本市要領における「公共の用に供する道路」に関する規定は、その基準、方法等が隣接市町村における土地の評価との均衡を著しく欠くものとは認められない。

また、本市要領における公共の用に供する道路の基準は、平成 6 年度の本市要領においては道路に沿接する住宅について具体的に何棟以上というような記載はないものの、「私道……少数の宅地が面している程度で限られた者のみが利用する道路」と記載され、基本方針にも「私道（4 世帯以下の特定者だけに供する道路）」とあることから、沿接する住宅が 4 棟以下の道路を私道として、沿接する住宅が 5 棟以上の道路を公共の用に供する道路として取り扱っていたものと考えられる。その後、平成 6 年度以降、本市要領は平成 18 年度に初めて改正があり、改正後においても公共の用に供する道路は「袋小路等であって、前面道路より数えて建物 5 戸以上で使用しており、所有者等が何ら通行の制約を設けていない場合」とされた。それ以降の平成 21 年基準年度、平成 27 年基準年度及び平成 30 年基準年度の改正においても同様の内容であることから、公共の用に供する道路の基準は平成 6 年度から一貫しており、頻繁にそれが変更されているとは言えないから、審査請求人の主張は採用できない。

- ⑤ 土地課税台帳は、浦添市文書取扱規程第 39 条第 2 項第 2 号ウに規定する「市税等各種公課に関する文書」に該当するため 10 年保存に属するものとなっており、平成 8 年度以前の土地課税台帳が廃棄されていることは同規程に従い行われたものである。

ウ 上記ア及びイで述べたとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第 6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求のうち、本件処分①に係る審査請求については審査請求期間の徒過を理由に不適法であるから却下し、本件処分②に係る審査請求については棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の要旨「2 理由」のとおりとしている。

第 7 審査会の判断

1 関係法令等の規定について

- (1) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定し、同条第 2 項は、「処分についての審査請求は、処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限り

でない。」と規定している。

- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 348 条第 2 項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、同項第 5 号には、「公共の用に供する道路」が掲げられている。

- (3) 昭和 42 年 4 月 5 日自治省固定資産税課長通知（自治個第 34 号）の回答は、「一般的に、特定人が特定の用に供する目的で設置した道路が、公共の用に供する道路に該当するためには、当該道路の現況が一般的利用について何等の制約を設けず開放されている状態にあり、かつ、当該私道の他の道路への連絡状況、周囲の宅地の状況等からみて客観的に広く不特定多数人の利用に供される性格を有するものであることを要する。

たとえば、一般的利用に関して何等の制約を設けていない私道で、一の公道から他の公道に連絡しているようなものについては通常公共の用に供する道路に該当するものと解されるが、当該私道が袋小路である場合及び当該私道が一の公道から同一の公道に連絡しているような場合においては、当該私道に沿接する宅地の居住者その他の利用者が極めて多数にのぼる等の事業によりその現実の利用の実態が広く不特定多数人の利用に供されていると認められるものを除き公共の用に供する道路に該当しないものと解する。」とされている。

- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項は、「この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル以上のものをいう。」と規定し、同項第 5 号は、「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」と規定している。

- (5) 建築基準法第 43 条は、「建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。」と規定し、同条第 1 号は、「自動車のみの交通の用に供する道路」が掲げられ、同条第 2 号は、「地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路」が掲げられている。

2 審理員の審理手続

審理員が行った一連の審理手続に特段違法又は不当と認めるべき点はないかがわれない。

3 審査会の判断の理由

(1) 本件処分①に係る審査請求について

各年度において行政不服審査法第 18 条第 1 項に規定されている審査請求期間を徒過しており、当該年度に発送された納税通知書についても返戻等になっておらず、審査請求が遅れることになった正当な理由は認められないため、不適法なものである。したがって、本件処分①に係る審査請求については却下するのが相当である。

(2) 本件処分②に係る審査請求について

ア 本市要領の不備について

「要領」とは、一般的に行政運営に関する内部規範であり、上位法等の解釈や適用にあたっての詳細な取扱いを定めるものである。本市要領は、地方税法第 388 条第 1 項の規定により告示された「固定資産評価基準」に基づき、固定資産税を適正に課税するために定めたものと認められる。

また、審査請求人の主張する要領改定手続の不備については、本市要領が行政の内部規範であることから、その改定にあたっては、条例の制定・改正時に求められるような附則を規定することまで求められるものではなく、適正な内部の事務手続を踏むことが求められているに過ぎない。この点につき、本市要領は、浦添市事務決裁規程（昭和 55 年訓令甲第 1 号）に基づき、適正に内部の事務手続を踏んでいるため、違法又は不当な点は認められない。

イ 既得権の侵害及び法律不遡及の原則について

① 審査請求人は、過去に遡って課税処分をされていることが法律不遡及の原則に反する旨主張するが、この点については、平成 28 年度において本件道路を非課税としていた従前の評価の誤りを是正したものであり、過去に遡って課税処分を行っているわけではないため、法律不遡及の原則に反しない。よって、審査請求人の主張は認められない。

② 審査請求人は、従前の非課税であったものが課税されたことにより既得権を侵害された旨主張するが、財産権に関する既得権とは法令等の正当な根拠に基づき発生するものであるところ、本件道路は誤った認定により非課税とされたもので、当該非課税の状態は法令等の正当な根拠に基づくものではないから、仮に当該非課税の状態により財産的利益を得ていたとしても、当該利益をもって法的保護に値する既得権と解することはできない。したがって、本件処分②により既得権を侵害されたとの審査請求人の主張は認められない。

なお、租税法規に適合する課税処分について、法の一般原則である「信義則の法理」の適用により、右課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、それは、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ租税正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて上記法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、この特別の事情が存するか否かの判断に当たっては、「少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに右表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものであるといわなければならない」（最判昭和 62 年 10 月 30 日訟月 34 卷 4 号 853 頁）とされており、本件が上記基準に当てはまらないことは明らかである。したがって、「信義則の法理」も適用することができない。

ウ 道路位置指定について

審査請求人は、道路位置指定を受けたことをもって公共の用に供する道路として非課税とすべき旨を主張するが、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道の位置の指定は私道であつてもなされるものである。道路位置指定をされたことをもって地方税法第 348 条第 2 項第 5 号に規定する公共の用に供する道路に該当するとは認められないため、審査請求人の主張は失当である。

エ 隣接市町村との均衡について

① 隣接市町村との均衡とは

審査請求人は、公共の用に供する道路の基準となる不特定多数人の概念について、隣接市町村との均衡を保つ必要がある旨主張する。この点、本市要領における「隣接市町村間においては、相互に密接な連携を保ち、隣接地区に所在する土地の評価にあたっては、相互間で協議をして行うものとする。」との記載は、同記載中の「隣接地区に所在する土地」との記載から明らかなおり、主として隣接市町村との境界付近に所在する土地について評価の均衡を図ることとされているものであり、隣接市町村と基準を統一する趣旨ではない。また、本項③で述べるとおり、本市要領における「公共の用に

供する道路」に関する規定は、その基準、方法等が隣接市町村における土地の評価との均衡を著しく欠くものとは認められない。したがって、審査請求人の主張は認められない。

② 要領改正の頻度について

審査請求人の本市要領を頻繁に変えてはならない旨の主張については、その主張の趣旨は必ずしも判然としないが、本市要領などの要領制定・改定については、その時々における状況に応じて行政機関が合理的に判断し行うものであって、改正の頻度について拘束されるものではない。したがって、審査請求人の主張は失当である。

③ 不特定多数人の要件について

審査請求人は、本市要領における不特定多数人の要件が近隣他市町村と比較して突出している旨主張する。この点、たしかに、他の類似自治体の運用等に鑑みれば、本市要領における不特定多数人の要件はやや厳格であるとも思われる。しかしながら他方で、不特定多数人の要件を如何に解釈・適用するかという点については各自治体の個別の事情に応じた裁量に委ねられており、本市要領における不特定多数人の要件の解釈・適用についてみても、社会通念に照らし著しく妥当を欠くとまではいえず、当該裁量権を逸脱又は濫用しているとまでは認められない。したがって、審査請求人の主張は認められない。

オ 文書の保存年限について

審査請求人は、土地課税台帳の保存年限が文書取扱規程に違反している旨主張する。

この点、浦添市が保有する公文書の取扱いについては、法令や条例等のほか、浦添市文書取扱規程（平成 12 年訓令甲第 21 号）がこれを規定する。（令和 4 年 4 月 1 日改正前の）同規定第 39 条第 3 項によると「法令等に保存すべき期間の定めがある文書等については、当該期間を保存期間とすることができる。」と規定されているところ、地方税法等には土地課税台帳の保存年限を定めた規定は存在しない。したがって、土地課税台帳の保存年限は浦添市文書取扱規程に基づき判断されることとなり、土地課税台帳は同規程第 39 条第 2 項第 2 号ウの「市税等各種公課に関する文書」に該当するから、保存年限を「10 年」としていることに違法・不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がないため、「第 1 審

査会の結論」記載のとおり判断する。

5 付言

当審査会における調査審議の過程において、以下のとおり意見があったため、付言として申し添える。

- ① 本市要領における公共の用に供する道路の基準となる不特定多数人の要件については、自治体により個別の事情が異なるのが現状であり、当該要件をどのように解釈・適用するかについては、各自治体の個別の事情に応じた裁量に委ねられているものと解される。

この点について、「第7 審査会の判断」において示したとおり、本市要領における不特定多数人の要件についての解釈・適用については、裁量権の逸脱又は濫用が認められるとまでは言えないものの、これについては他の自治体のものよりもやや厳格なものとなっていることが認められる。そしてそのことが、審査請求人において疑念を生じさせる一つの要因ともなっているのである。したがって、処分庁においては、基準の策定に当たってはその時々状況や他の自治体の情報を十分に調査・確認し、また、市民に疑念が生じた際には説明責任を果たすことが望まれる。

- ② 本市要領の公表方法については、窓口において問合せがあった際、個別に対応するに留まっている。

この点につき、課税処分の公平性の観点からも、基準を広く公表するなど、納税者にとって分かりやすい対応に努めることが必要である。

〔 参考 〕

1 審査会の処理経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和 6 年 8 月 16 日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
令和 6 年 11 月 11 日 (審査会第 1 回目)	諮問の審議
令和 6 年 12 月 26 日 (審査会第 2 回目)	諮問の審議 処分庁からの口頭による説明聴取
令和 7 年 2 月 14 日 (審査会第 3 回目)	諮問の審議 審査請求人（代理人）の口頭意見陳述
令和 7 年 3 月 25 日 (審査会第 4 回目)	諮問内容及び答申案の審議
令和 7 年 4 月 23 日 (審査会第 5 回目)	諮問内容及び答申案の審議
令和 7 年 5 月 2 日	答申

2 浦添市行政不服審査会委員名簿

氏 名	役職・職名	備 考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長
仲里 豪	弁護士	会長職務代理者
土屋 信賢	税理士	